

令和6年2月9日

稲沢市病院事業管理者
加藤健司様

稲沢市情報公開・
個人情報保護審査会
会長 大橋哲夫

稲沢市行政情報公開条例第15条の規定に基づく令和4年2月28日付け3稲病医第140号による諮問について、下記のとおり答申します。

記

「令和2年度12月定例議会に提出した議案第108号にかかる患者とかわした仮示談書、市民病院が医療事故調査・支援センターに提出した調査報告書、外部委員を含む医療事故調査委員会の議事録」の非公開決定処分に対する審査請求について〔諮問第2号〕

1. 審査会の結論

稲沢市病院事業管理者（以下「実施機関」という。）が令和3年4月16日付けで行った非公開決定（以下「本件処分」という。）は妥当ではなく、別表のとおり仮示談書の「開示妥当と判断した部分」は開示すべきである。

2. 審査請求に係る対象文書の非公開決定状況

審査請求に係る対象文書は、令和2年度12月定例議会に提出した議案第108号にかかる患者とかわした仮示談書、市民病院が医療事故調査・支援センターに提出した調査報告書、外部委員を含む医療事故調査委員会の議事録（以下「本件文書」という。）である。

実施機関は、請求のあった文書は患者側と当院の診療契約に基づいて作成された内容が多く含まれており、稲沢市行政情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項第1号に規定する「個人に関する行政情報」に該当するとして、また、医療法第6条の11第1項に基づく医療事故調査に関して、同制度は再発防止に資するために実施するものであり、もとより調査内容を外部に公表することは想定されていないこと及び特に本事案では遺族が情報の公表を希望していないことから、第三者へ開示することは遺族にとって著しい不利益になると考えられるため、これらの状況を総合的に勘案した結果、

本件処分を行った。

3. 審査請求及び審査の経過

(1) 審査請求人は、令和3年3月20日付けで稲沢市行政情報公開条例（以下「条例」という。）第9条及び稲沢市行政情報公開規則第4条に基づき、実施機関に対し、本件文書の開示請求を行った。

(2) これに対して実施機関は、令和3年4月16日、請求のあった文書は患者側と当院の診療契約に基づいて作成された内容が多く含まれており、条例第6条第1項第1号に規定する個人に関する行政情報に該当するものとして、本件請求に対し、非公開とする決定を行い、同日付け、条例第10条第4項に基づき、審査請求人に稲沢市行政情報公開可否決定通知書を送付した。

(3) 審査請求人は、実施機関に対し、令和3年6月10日付けの審査請求書により、非公開決定を不服とする審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

(4) 当審査会は、本件審査請求について、令和4年2月28日付けで、実施機関から条例第15条の規定に基づく諮問を受けた。

(5) 当審査会は、令和4年3月25日に実施機関から「意見書」の提出を受けた

(6) 当審査会は、本件審査に際し、実施機関から令和4年7月25日に口頭意見陳述を受けた。

(7) 当審査会は、令和4年8月25日、令和5年1月23日、令和5年2月20日、令和5年3月29日に実施機関から個人情報等に関する意見聴取を行った。

(8) 当審査会は、令和5年6月17日に遺族に対して回答書を送付し、令和5年7月12日に遺族から受理した。当回答書により、当時の要望書に関し、内容を理解した上で第三者からの強制などの無い状態で署名押印したこと、令和5年現在もその意思は変わらないこと、遺族一同による意向であることが確認できた。また、遺族から自書による「私たちは、病院と長い年月をかけて何回も話し合いました。そして、私たちの要望を聞いて頂く事を条件に和解を受け入れました。なので、一切の公開を希望しません。」との書面を受領した。

4. 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張している内容は、概ね次のとおりである。

- ・個人が特定できる箇所を一部非公開にすることで、個人の特定を防ぐことは十分に可能であり、全て非公開にすることは条例の主旨を鑑みるに不適当な行為である。
- ・事故内容が明かされないことは、市民だけでなく、広く国民による病院選択の権利や手術等医療リスクを見極める権利を侵害している。
- ・十分な説明がなされないまま約2,300万円もの公金支出が決まり、市民への説明責任が果たせていないことから、市民及び病院利用者らに著しい不利益を与えている。

- ・当事者に著しい不利益を生じさせる情報を特定し、その部分のみを非公開とすれば条例の主旨から逸脱することはない、本件のように全てを非公開とした処分は極めて妥当性を欠いている。
- ・本件処分を変更し、一部非公開の形で公開するとの処分を求める。

5. 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している内容は、概ね次のとおりである。

- ・請求のあった文書は条例第6条第1項第1号に規定する個人に関する行政情報に該当するものであり、病歴等は最も他人に知られたくない類のもので、秘匿すべき必要性が極めて高い。
- ・実施機関では、診療に過誤がある医療事故について、患者又は患者家族（以下「患者等」という。）の個人情報特定又は識別されないように配慮した上で、自主的に公表してきている。本事案は、たとえ患者等の個人情報が特定又は識別されていないとしても、患者等から公表を希望しないという明確な意思表示として、患者等が署名した要望書が提出されていることから、本事案に係る患者の身体的な状況や診療経過等に関する全ての情報について非公開決定としたものである。
- ・医療事故調査委員会において作成された文書を公開することは、再発防止の仕組みを根幹から揺るがすことになり、医療安全管理業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあることから、条例第6条第1項第4号「実施機関内部若しくは実施機関相互又は実施機関と国等の機関との間における審議、検討、調査研究等に関する行政情報であって、公開することにより、当該審議、検討、調査研究等に著しい支障が生ずるおそれのあるもの」に該当するため、非公開決定としたものである。

6. 審査会の判断

(1) 本件文書について

本件文書は、令和2年度12月定例議会に提出した議案第108号にかかる患者とかわした仮示談書、市民病院が医療事故調査・支援センターに提出した調査報告書、外部委員を含む医療事故調査委員会の議事録である。医療法第6条の11第1項において、病院等の管理者は、医療事故が発生した場合には厚生労働省令で定めるところにより、速やかにその原因を明らかにするために必要な調査（医療事故調査）を行わなければならないと規定しており、本件文書はこれにより作成されたものであり、また仮示談書については、医療事故について遺族との協議を行い、稲沢市議会の議決を得たときに本示談書となることで取り交わしたものである。

(2) 開示・非開示の判断

(ア) 基本的な考え方

①稲沢市行政情報公開条例第6条第1項第1号 該当性

条例第6条第1項は、公文書の原則開示を定めているが、同項第1号は、公文書に個人に関する情報であって、特定の個人を識別、又は識別され得るものについては、開示しないことができる旨を定めている。

②稲沢市行政情報公開条例第6条第1項第4号（国等の機関との審議、検討、調査研究等に関する行政情報） 該当性

条例第6条第1項第4号は、国等の機関との間における審議、検討、調査研究等に関する行政情報であって、公にすることにより、当該審議、検討、調査研究等に著しい支障が生ずるおそれがあるものについては、開示しないことができる旨を定めている。

医療法第1条の3は、地方公共団体は「国民に対し良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制が確保されるよう努めなければならない」と定めており、医療機関における事故の発生をできるだけ防止し、医療機関による安定的な医療サービスの実現を図るための情報提供や指導などを行うことは、実施機関の責務であるといえる。

本件文書は、実施機関によって類似事故の再発防止のために作成されているものであるが、この中には公にすることによって、実施機関に何らかの不利益を及ぼす可能性がある情報が含まれていることが認められる。仮に実施機関がこのような情報を公にすると、今後、正確な事故の報告そのものが行われなくなるか、又は再発防止のために有用な情報が除かれた形で報告が行われるようになるおそれがあり、その結果、医療事故の再発防止事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められることから、このような情報は条例第6条第1項第4号に該当すると考える。

③稲沢市個人情報保護条例（以下「個人情報保護条例」という。）第17条第1項第2号 該当性

公文書の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものについては、開示しないことができる旨を定めている。「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」とは、当該情報単独では特定の個人を識別することができないが、他の情報と照合することにより間接的に特定の個人を識別することができる情報をいう。照合の対象となる「他の情報」は、一般人が通常入手し得る情報を指し、関係者だけが有するような特別な情報や、特別な調査をすれば入手し得るかもしれない情報などは含まれないと解される。

また、「特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、カルテなど個人の身体状態、人格等と密接に関連する情報等で、これを公にすると、仮に個人識別部分を除いたとしても、個人の権利利益を害するおそれがあるものを指すと解される。本件文書の中に含まれる患者の

病名、病状等の情報は、個人の身体状態、人格等と密接に関連する情報であることから、「個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当すると考える。

なお、同号ただし書は、同号本文に該当する場合であっても、法令等の規定又は生命、健康、生活等を保護するため例外的に開示する旨を定めている。

(イ) 遺族の意思

実施機関の主張にある遺族の要望について、医療事故から時間が経過した現在においてもその意思が変わりがないかを確認するため、当審査会から書面にて質問を行った。

結果、当時の要望書に関し、内容を理解した上で第三者からの強制などの無い状態で署名押印したこと、令和5年現在もその意思は変わらないこと、遺族一同による意向であることが確認できたため、本件の判断において尊重すべきものとする。

以上を踏まえ、本件決定における開示・非開示の判断を行うこととする。

1 医療事故調査委員会議事録

医療事故の発生に伴い行った医療事故調査委員会では、事故の再発防止が絶対の目的であり、そのためには隠し事なく議論を行うことが必須である。医療事故調査委員会では事故に関するあらゆる角度からの忌憚のない意見を交わしていることから、当該文書には事故発生日や傷病名、手術内容など患者の生命等に直接かかわる機微にわたる情報が詳細に記載されている。医療事故調査委員会は、発生した医療事故に関する報告書を取りまとめるために患者の病名、手術内容、経過等を個別具体的に審議し、正確な判断が求められている。このような最も他人に知られたくない「人の秘密」を扱い、また、それがために慎重な審議が求められる会議であるところから、医療事故調査委員会の会議は非公開とし、審査又はその事務に従事した医療事故調査委員会の委員には、特に守秘義務が課されているものとする。

また、委員個々の見解も記載されており、発言者及び発言内容について開示することは、委員の自由な発言が阻害されることによる委員会の硬直化が懸念され、率直な意見の交換、意思決定の中立性など委員会のあり方に多大な影響を与える可能性があり、再発防止の仕組みを根幹から揺るがすことになり、医療安全管理業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該文書は条例第6条第1項第4号に該当するため、非開示にすべきと判断する。

2 医療事故調査報告書について

医療事故調査制度は、医療事故が発生した医療機関において院内調査を行い、その調査報告を第三者機関（医療事故調査・支援センター）（以下、「センター」という。）が収集・分析することで再発防止につなげるための医療事故に係る調査の仕組み等を医療

法に位置づけ、医療の安全を確保するものである。

医療事故調査委員会においてとりまとめられた医療事故調査報告書には患者の性別、年齢等患者の基本情報といえる特定の個人を識別できる情報が含まれており、また、事故発生日や傷病名、手術内容、経過など患者の生命等に直接かかわる機微にわたる情報が詳細に記載されていることから、条例第6条第1項第1号該当するものである。

個人の患者情報は、一般的に患者及びその遺族にとって秘匿すべき必要性が極めて高い情報であって、その意思に反して安易に開示されないとの期待に対する保護の必要性が極めて高いものであり、医療事故調査報告書自体が患者個人に関する医療事故に関与し、報告を行ったことに関するものであって、全体として当該患者の病歴や診療に関する情報であると言えるものであり、患者個人の正当な権利利益を害するおそれがある情報と考える。

また、審議のまとめである医療事故調査報告書の情報が一部でも公開されると、医療事故報告が正確になされなくなるなど、事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。これは、再発防止の仕組みを根幹から揺るがすことになり、医療安全管理業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある情報と認められる。

したがって、当該文書は条例第6条第1項第4号に該当するため、非公開にすべきと判断する。

3 仮示談書

当審査会において、仮示談書を見分したところ、以下の事項が記載されていた。

(a) 患者等情報

患者氏名、患者家族氏名・住所・口座情報

(b) 診療情報

事故発生日時（死亡日）、手術日、術式

(c) 日付

締結日

(ア) 患者等情報

a 患者氏名、患者家族氏名・住所・口座情報

当該情報は、特定の個人を識別することができる情報又は個人を識別するために有力な情報であり、条例第6条第1項第1号に該当するため、非開示にすべきと判断する。

(イ) 診療情報

a 事故発生日時（死亡日）

当該情報は、通常、それ自体としては、個人に関する情報や実施機関に何らかの不利益を及ぼす情報に当たるとは考えられず、また、個人の身体状態、人格等と密接に関連する情報ではないと考えられる。

しかしながら、遺族の要望書に「事故発生日」と具体的に挙げられており、公にすることで、単なる不快感にとどまらない精神的苦痛を与える可能性が極めて高い。

また、遺族としては公開を希望しない内容の要望書を作成した上で示談を締結しており、情報は公開されないとの期待利益も法的保護に値するものというべきであり、利益侵害情報に該当すると解するのが相当であることから、個人情報保護条例第17条第1項第2号に該当するため、非開示にすべきと判断する。

b 手術日、術式

当該情報は、事故に関連して行われた医療行為又はこれに準ずる情報であるが、これは、患者に対してどのような医療行為がなされたかという客観的な事実を過ぎず、当該医療行為がごく一部の医療機関でしか実施できないような専門的なものでない限り、実施機関に何らかの不利益を及ぼすことはないと考えられる。

しかしながら、当該情報は、個人の生命、身体、健康に直接関わる極めて機微にわたる私的な情報である。本件に関して、遺族は一切の情報の公開について強い反対の意思を示しており、その意思に反してこれを公にすると、精神的な損害を与える可能性が極めて高く、個人の権利利益を害するおそれがあり、また、他の情報と照合することによって特定の個人を識別することができるものであると考えられる。

したがって、個人情報保護条例第17条第1項第2号に該当するため、非開示にすべきと判断する。

(ウ) 日付

a 締結日

当該情報は、通常、それ自体としては、個人に関する情報や実施機関に何らかの不利益を及ぼす情報に当たるとは考えられず、また、個人の身体状態、人格等と密接に関連する情報でもないため、条例第6条第1項第1号に該当しないと考えられる。

仮にこれらを公にしても事故発生日の特定には至らず、事故発生日に密接に関連した情報であるとは認められないことから、開示すべきと判断する。

以上の理由により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

対象文書	非開示妥当と判断した部分	開示妥当と判断した部分
「仮示談書」 ・患者等情報 ・診療情報 ・日付	・患者氏名 ・患者家族氏名、住所、口座情報 ・事故発生日（死亡日） ・手術日 ・術式	・示談内容（ただし、左記を除いた情報に限る） ・締結日

7. 医療事故の公表

医療事故が大きな社会問題となっていることを背景として相当数の医療機関等において、医療における安全管理の徹底、病院運営の透明性を高めることによる国民からの信頼の確保、他の病院の医療安全管理上の重要な情報の提供による医療事故の防止などの観点から、患者及び家族のプライバシーの保護に最大限の配慮をしつつ、医療事故を公表すべきであるという論議が高まっている。このように、医療事故の公表はいわば社会的要請であると考えられ、医療機関による事故の公表が進むことはこれを評価すべきであるとする。

一方、行政機関の保有する情報の公開に関する法律では、5条において不開示情報を定め、特に同条1号において個人識別情報及び個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるものを原則として不開示とする旨定めている。

医療事故の公表をめぐる問題は、上記の社会的要請と個人の権利利益の保護との両立を十分考慮して議論されるべきものである。

本件諮問を審議するに当たり、当審査会は、こうした情勢を念頭に置きつつ、医療事故の公表と個人の権利利益の保護という観点及び本件の事情として、遺族が一切の情報の公開について強い反対の意思を示していることも十分に尊重して慎重に判断を行ったものである。

稲沢市情報公開・個人情報保護審査会

大橋 哲夫（会長）

大宮 隆志（会長職務代理）

源 治 保 秀（委員）

牛 嶋 みゆき（委員）